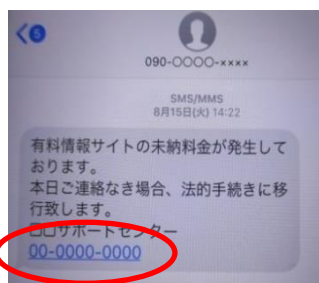


有料サイトの未納料金の 支払いを請求する詐欺に注意!

昨年から、携帯電話に「有料サイトの未納料金」の支払いを請求するメールを送りつけ、訴訟をほのめかして料金の支払い名目でお金をだまし取る詐欺が多発しています。

特に最近では、**コンビニ決済**を悪用して支払わせるケースが増えています。未納料金の支払いを請求するメールは詐欺の可能性が高いのでご注意ください。

コンビニ決済を悪用した詐欺の流れ



有料サイトの未納料金がある旨の詐欺メールを送りつける
※このメールには連絡先の電話番号が記載されている



電話をかけてきた被害者に「支払わなければ訴訟する」などと言って困惑させ、払込番号を言ってコンビニ決済で代金を支払うよう指示



被害者にコンビニ決済により代金を支払わせ、お金をだまし取る

犯人は被害者に対して、コンビニのレジ店員に対して「ネット通販代金」「旅行代金」等と説明して支払うように指示するケースもあります。

コンビニ決済（収納代行サービス）とは

インターネットショッピングで「コンビニ」を指定すると「払込番号」がメールで通知されるので、コンビニへ行って、通知された「払込番号」により下記の方法で代金を支払う決済方法のことをいいます。

【ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクスの場合】

店内のマルチメディア端末（LoppiやFamiポートなど）に「払込番号」を入力し、発券される申込券をレジ係員に提示して、購入した商品の代金を支払います。

【セブンイレブン、デイリーヤマザキの場合】

店員にショップから発行された「払込票」を提示するか、「払込番号」を伝えて支払います。

携帯電話に『有料サイトの未納料金請求』や『訴訟をほのめかす内容』メールが届けば、一人で判断せず、支払いの手続きをする前に必ず家族や警察、消費生活センター等に相談しましょう。